

マネージメント・レター 218

「反則金と放置違反金の税務」

改正道路交通法で新たに導入された放置違反金制度が施行され1年を経過しました。税務上はどのような取扱いとなっているかご説明致します。

例えば、営業マンが勤務中に会社の営業車で駐車違反をした場合、まず、営業マンに対し反則金の納付命令が通知されます。次に、この通知に従って、営業マンが自費で反則金を納付したならば税務上は何も問題が生じない一方で、営業マンが反則金を納付した後に、その納付額の全額または一部を会社が肩代わりしたならば、その肩代わりした分は一般的には費用となりますが、税務上は会社自体に課された罰料金等と同様に扱われることとなるため損金不算入となり営業マンに対して給与課税の問題が生じることはありません。ただし、それが業務遂行と関連のないプライベートな行為等によるものならば、営業マンに対する臨時的な給与として課税されることとなるので、税務調査の際、指摘のされぬよう、本人から報告書を提出させ、書類の保管をしておきましょう。また営業マンに対し反則金の納付命令が通知されたにも関わらず営業マンが反則金を納付しない場合は、使用者である会社に対し放置違反金の納付命令が通知されます。この通知に従って会社が納付した放置違反金は、会社自体に課された罰料金等であり、法人税法に規定されている「過料」に当たるため、損金不算入となります。

(週刊税務通信 NO2925 より)

 今月のワンポイント 

最近ニュースで大きく取り上げられることも減った「振り込め詐欺」ですが、その手口は巧妙さを増してまだ根強くあるようです。

国税局や税務職員を装った事例も発生しておりますので、不審な電話についての対応策を検討することをお勧めします。